

記録管理学会学会誌の発行等に関する規程

2012 年 1 月 1 日制定

記録管理学会

理事会

(目的)

第 1 条 この規程は学会誌『レコード・マネジメント』の編集方針を定めるとともに、学会誌編集委員会の組織化を定め、学会誌の円滑な発行を図ることを目的とする。

(編集の基本方針)

第 2 条 学会誌『レコード・マネジメント』は、会員はもとより、記録管理に関心のある方全般に親しまれ、かつ「記録の重要性認識」「記録に関する社会現象に対する知的努力の展開」「記録管理による経済発展可能性の探求要請対応」に役立つものとするを編集の基本方針とする。すなわち、記録管理学もしくはそれに関連する内容について、会員等に役立つ情報、知識を提供、紹介するとともに、会員相互の情報、意見の交換の場とする。

(学会誌の発行)

第 3 条 学会誌『レコード・マネジメント』（以下、「学会誌」という。）は、原則として年 2 号発行する。

(1) 大会特集号

毎年 12 月までに発行することを目標とする。

大会特集号は、年 1 回行なう研究大会で発表された研究内容を基に、研究発表した会員に対して別に定める「『レコード・マネジメント』投稿規定」及び「『レコード・マネジメント』執筆要領」に則り、加筆・修正依頼したものを論文、研究ノート等として登載する。但し、スペースの許す範囲内で自由投稿の原稿を登載できることとする。

(2) 通常号

毎年 3 月までに発行することを目標とする。

通常号は、別に定める「『レコード・マネジメント』投稿規定」および「『レコード・マネジメント』執筆要領」に則り、会員から自由に原稿を募集し、論文、研究ノート等として搭載する。必要に応じて学会として特に重要なテーマ、あるいは会員の関心が高いテーマを設定し、特集号とすることができる。特集号とする場合は、原則として、テーマを早期に広報誌や Web サイト等で公表し、広く会員からの原稿を募集することとするが、テーマによっては依頼原稿を中心に編集できるものとする。但し、編集趣意に合致したものとするため、公募原稿の受付に際しては事前に概要の提出を求めることとする。なお、特集号とする場合でもスペースの許す範囲内で自由投稿の原稿を登載できることとする。

(学会誌編集委員会の組織化)

第4条 学会誌編集等のため学会誌発行巻号ごとに学会誌編集委員会（以下、編集委員会という）を組織する。

2 編集委員会は、理事会で定める学会誌編集担当理事及び学会誌編集担当理事が会員の中から指名する編集委員2名以上の合せて3名以上の会員をもって組織する。

3 編集委員は、学会誌編集担当理事が候補者を選定し理事会に諮問して理事会審議により決定する。

4 編集委員長は、原則として学会誌担当理事とする。但し学会誌担当理事に事故あるときは、理事会の協議により選任された理事がその職務を代行する。

5 編集委員長及び編集委員の任期は、所定の学会誌巻号の発行完了時とするが、再任を妨げない。

(編集委員会の業務・運営)

第5条 編集委員会で行う業務および会の運営は、別に定める学会誌編集委員会運営規則に定める。

付則

1. この規程は、2012年1月1日から施行する。